

原付自転車・軽自動車の 廃車・譲渡・転出手続きはお早めに

原動機付自転車を、廃車や譲渡した場合は、すみやかに申告してください。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますので廃車・譲渡した場合は、次の要領で必ず申告してください。

申告を怠ると、所有していなくても課税されます。

■廃車・譲渡の手続き

▽原動機付自転車(125cc以下)

ナンバープレート・原動機付自転車申告済証・印かんを持って**下記受付窓口**で手続きをしてください。

盗難にあった人は、警察へ被害届出をしたのち、**下記受付窓口**で廃車手続きをしてください。

▽軽自動車

奈良県軽自動車検査協会(大和郡山市額田部北町980-3 ☎0743・58・3018)で手続きをしてください。

▽二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)および軽二輪(125ccを超え250cc以下)

奈良県陸運支局(大和郡山市額田部北町981-2 ☎050・5540・2063)で手続きをしてください。

■転出の際の手続き

ほかの市町村へ転出する人で原動機付自転車を所有する場合は、転出後15日以内に**下記受付窓口**に標識を返納し、転出先の市区町村役場で新しい標識の交付を受けてください。

■受付窓口 税務課庶務係(本庁)、西吉野支所住民課、大塔支所住民厚生課

■問合せ先 税務課庶務係 ☎(内線333)

軽自動車税の減免申請は3月30日までに

身体や精神に障害のある人のために使用される原動機付自転車・軽自動車は、次に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。(対象車は1台に限ります)

①身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人で、自らが運転するもの。

②身体に障害のある人の通学、通勤、通院などのために用いる車で、身体障害者などと生計を一にする家族が運転する軽自動車など。

なお、対象となる障害の範囲は<別表>のとおりです。

該当する場合は、障害者手帳、運転免許証、印かん、原動機付自転車申告済証または検査証を持って、**3月30日(金)**までに、市役所本庁税務課、西吉野支所住民課または大塔支所住民厚生課で手続きを行ってください。**手続きをしないと、4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。**

〈別表〉身体障害者・戦傷病者本人が運転する場合

障害者別	身体障害者	戦傷病者
視覚障害	1級～4級	特別～4項症
聴覚障害	2級・3級	特別～4項症
言語機能障害	3級	特別～2項症
平衡機能障害	3級	特別～4項症
上肢不自由	1級・2級	特別～3項症
下肢不自由	1級～6級	特別～6項症 第1～第3款
体幹不自由	1級～5級	特別～6項症 第1～第3款
乳幼児期以前の非進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	下肢機能	1級～6級
内臓障害(心・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸)	1級・3級	特別～3項症
免疫機能障害	1級～3級	
知的障害	療育手帳A	
精神障害	国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害の状態	

※身体障害者、戦傷病者と生計を一にする家族が運転する場合は、上記と異なりますので税務課まで問い合わせてください。

■問合せ先 税務課庶務係 ☎(内線333)